

資料 1

丸井構成員提出資料

# 食の安全とリスクコミュニケーション

## 厚生労働科学研究を通じて

順天堂大学医学部

公衆衛生学教室

丸井英二

## 食物アレルギーから リスクコミュニケーションへ

- 平成13～14年度厚生労働科学研究費  
–「食物アレルギーの食品表示の研究」
- 平成14年  
– “食品の表示制度に関する懇談会”  
– 8月(中間とりまとめ)
- 平成14年12月～現在  
– “食品の表示に関する共同会議”
- 平成15～16年度厚生労働科学研究費  
–「食のリスクコミュニケーションに関する研究」

## 食品表示について言われてきた問題点

- リスク管理が一元化されていない
- 表示に関する法律が入り組んでいる
- 用語の統一ができていない
  - 賞味期限、品質保持期限
  - 消費期限
- 消費者のほしい情報が得られていない
  - 製造年月日、産地の表示など
- トレーサビリティが不十分
  - 消費者に開示されていない
  - 生産・流通が不透明
  - BSE(狂牛病)の発生とその措置
- 企業倫理が十分でない
  - 偽装表示事件の発生・再発

「食品分野 食品由来の健康被害に関する研究食品表示が与える社会的影響とその対策及び国際比較に対する研究」(食品表示研究班)

- アレルギー表示  
検討会の設置・教育媒体開発・調査
- 食品表示国際比較研究  
米国及びEU(英・ベルギー・仏)調査(平成13年度)
- 食品行政機構国際比較研究  
米国及びEU(英・ベルギー・仏)調査(平成13年度)
- 検知法の開発  
特定原材料5品目

## アレルギー表示検討会

- 目的  
アレルギー食品の表示について、より有効な表示方法を見出し、これを周知するために関係者が一同に集まり、意見の集約及び具体的方策をとること
- 設置主体  
厚生科学研究食品表示研究班内
- 体制  
検討会及び分科会
- メンバー構成  
製造業者・販売業者・患者会・医療機関
- 事務局  
順天堂大学医学部公衆衛生学教室内

## 特定原材料等の指定

- 特定原材料（省令による規定）  
卵、乳、小麦、そば、落花生
- 特定原材料に準じる（通知による規定）  
あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、  
かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、  
さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、  
もも、やまいも、りんご、ゼラチン、バナナ

## アレルギー物質の量的誘発性

表示が必要なのは、数 $\mu\text{g}/\text{ml}$  濃度レベルまたは数 $\mu\text{g}/\text{g}$  含有レベル以上の特定原材料等の総タンパク量を含有する食品

アレルギー症状を誘発する抗原量に関しては、総タンパク量として一般的には $\text{mg}/\text{ml}$  濃度（食物負荷試験における溶液 $\text{ml}$  中の重量）レベルでは確実に誘発するといえるが、 $\mu\text{g}/\text{ml}$  濃度レベルではアレルギーの誘発には個人差があり、 $\text{ng}/\text{ml}$  濃度レベルではほぼ誘発しないであろうと考えられる。

食品中に含まれる特定原材料等の総タンパク量が、数 $\mu\text{g}/\text{ml}$  濃度レベルまたは数 $\mu\text{g}/\text{g}$  含有レベルに満たない場合は、表示は必ずしも必要としないと考えられる。

## コンタミネーション（微量混合）への対処

ある特定原材料等Aを用いて食品Bを製造した製造ライン（機械、器具等）で、次に特定原材料等Aを使用しない別の食品Cを製造する場合、製造ラインを洗浄したにもかかわらず、その特定原材料等Aが混入してしまう場合。



混入しない様十分ラインを洗浄することが望ましい。

「入っているかもしれない

（May contain）」表示は禁止

「本製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を生産しています。」等欄外に表記することにより注意喚起することは可能

## リスクとハザード

- リスクは(統計的)期待値
- リスク=危害の大きさ(H)×起こる確率(P)
  - 危害を引き起こす因子→「ハザード」
- リスクのコントロール
  - ハザードを小さくする
    - モノの管理
  - 起こる確率を小さくする
    - 環境と個人、そして食行動、リスクの分散

## アレルギー食品の表示

- 「モノ」と「ひと」との関わりで発生する
  - 一般の人びとにとっては、食品自体がよいタンパク栄養源となる
  - 食品そのものが汚染されている(悪い)わけではない
  - 「誰が食べるか」が問題!
- アレルギー発症の個人差
  - 「種類」の違い
    - 特定原材料: 卵、乳、小麦、そば、落花生
    - その他、19(20になる予定)原材料
  - 発症にいたる「量」の違い
  - 同一個人について体調による違い
- アレルギーを誘発するタンパク量の検知が必要
  - 可能性表示(may contain)は認めない
- 依然として明確でないアレルギー発症メカニズム
  - 何を頼りにしたらいいのか

## リスクコミュニケーションの限界

- 「食品表示」はリスクコミュニケーションのツールのひとつ
- 伝えられること、伝えられないこと
  - 書かれた情報以外のコミュニケーション
  - いかに関方向を保障するか？
- 個人と社会
  - 個人的選択
    - 食べもの
  - 社会的受容・合意
    - 原子力発電など
    - 遺伝子組み換え食品を認めるか否か
    - 社会に流通させる是非は社会的？

## 「行政のリスクコミュニケーション」 を考えるために

- リスクコミュニケーションの第一ステップとして
  - 正しく情報を伝える: 誤解を生じないように
  - 単なる伝達ではない
  - 誰に、誰が？
  - フィードバックを保障する
- “リスクコミュニケーション”研究班
  - 平成15、16年度厚生労働省科学研究費
- 「食とメディアの研究会」報告
  - “キンメダイ報道”を契機として

平成15年6月3日

水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

乳肉水産食品・毒性合同部会

多くの魚介類等が微量の水銀を含有しているが、一般に低レベルで人の健康に危害を及ぼすレベルではない。魚介類等は、良質なたんぱく質を多く含み、飽和脂肪酸が少なく、不飽和脂肪酸が多く含まれ、また、微量栄養素の摂取源である等、重要な食材である。

しかし、一部の魚介類等では食物連鎖により蓄積することにより、人の健康、特に胎児に影響を及ぼす恐れがある高いレベルの水銀を含有している。

このため、妊娠している方又はその可能性のある方については、魚介類等の摂食について、次のことに注意することが望ましい。

これまで収集されたデータから、バンドウイルカについては、1回60～80gとして2ヶ月に1回以下、ツチクジラ、コビレゴンドウ、マッコウクジラ及びサメ(筋肉)については、1回60～80gとして週に1回以下にすることが望ましい。

また、メカジキ、キンメダイについては、1回60～80gとして週に2回以下にすることが望ましい。

なお、妊娠している方等を除く方々はすべての魚種等について、妊娠している方等にあっても上記の魚種等を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはない。魚介類等は一般に人の健康に有益であり、本日の注意事項が魚介類等の摂食の減少につながらないように正確に理解されることを期待したい。

今後とも、魚介類等の中の水銀濃度及び摂取状況等を把握するとともに、胎児への影響に関する研究等を行い、その結果を踏まえ、今回の摂食に係る注意事項の内容を見直すものとする。

		地方自治体向け	業者向け	国民・マスメディア向け
情報の出し方	今回の発表のタイミングは適切か			
	発表者は適任であるか			
	情報の管理者がいるか(問合せ先の明記)			
	資料(審議会出典資料、議事録)が添付されているか			
	新しい情報の追加報告体制について書かれているか			
	作成および改訂日が記載されているか			
	収集された情報が出されているか			



導入	誰に向けた情報かが記載されているか			
	発表のサマリーが記載されているか			
	今回の発表の目的が記載されているか			
	発表に至る経緯が記載されているか			
	審議会の議論の内容に関して記載されているか			
	規制の現況が記載されているか			
	現時点における緊急性の程度			
根拠	データなどの出典が記載されているか			
影響の及ぶ範囲(人)	WHOとFAOの見解について記載されているか			
	日本国内での警戒範囲はどこか(居住地域と対象)			
原因物質	プライオリティの程度(同類の問題との比較)			
	ハザードとなるもの			
対象(物)	対象食品の特定(輸入品を含む)ができるか			
	製品名を公表する必要があるか			

暴露状況	リスクとなるものの摂取者数			
	リスクとなるものの摂取頻度			
	リスクとなるものの摂取されている分布(時間的・空間的・人口統計学的など)			
健康被害	どのような健康被害が起こるのか			
	ハザードと健康被害の因果関係			
	過去の発症状況			
	死亡例があったか、否か			
	発症までの期間			
	今回予測される発症頻度(例:何人に1人か、など)			
	「リスクゼロはない」ことが記載されているか			
アクション	具体的な対処方法—個人として何ができるか			
	具体的な対処方法—企業として何ができるか			
	これまで行政がとった対応策			
	これから行政がとる対応策			

表現	わかりやすさ	わかりやすい表現で書かれているか			
		用語は統一されているか			
		法令用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか			
		専門用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか			
		図表や数字で表現しているか			
	適切さ	タイトルは適切か			
		文の長さは適切か			
		「初めて」の使い方は適切か			
		「等」の使い方は適切か			
		あいまいな表現(副詞・形容詞の使用)になっていないか			

## 食物アレルギー表示問題で学んだ リスクコミュニケーションへの道

- 同じ時代、同じ社会に暮らしていても「異文化」を背負う人びとがいることを理解する
- まず、同じテーブルについて、心を開いて話を聞く
- 押し付けないように自分の立場を説明する
- 立場と考え方に違いのあることを認める
- その上で、調整可能な部分があり、調整可能であることを(双方が)信じて、妥当な方策を探る
- 一度であきらめず、これを何度か繰り返す

## リスクコミュニケーションの第一ステップ

### - 正しく情報を伝えるために -

#### はじめに

リスクコミュニケーションは、参加者の正しい共通の正しい知識に基づき、情報の相互発・受信の場、意見交換がなされ、リスクに対する対処などに関して合意形成がなされていくプロセスと考えられる。そのためには、まず第一に、参加者が正しい知識を共有することが必要不可欠である。

知識の共有は、最初に発信される「正しい情報」が広範囲にわたり「正しく伝達」され、そして「正しく認知」されることから始まる。そのため、今回の研究では、「正しく伝達」されることをテーマとし、そのあり方を検討することとなった。

食に関する情報（警告）の最初の発信は、その監督官庁（食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）にある。しかし、私たち国民は監督官庁から直接ではなくメディアを通じて警告に関する情報を得ている現状である。現在のシステムでは、監督官庁からの情報が「正しく伝達」され、メディアから「正しい情報」として「正しく伝達される」ことが重要と考えられる。今回は、現在のシステムを前提として、主として監督官庁である厚生労働省からの情報発信を想定し「正しく情報を伝えるためのあり方」について検討を行い、情報（警告）伝達における必要項目を抽出するに至ったので報告する。

#### 背景

平成15年6月3日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会開催され、魚介類に含まれる水銀に関する安全確保の審議がなされた。同日その結果が、厚生労働省医薬局食品保健部基準課より、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品・毒性合同部会の検討結果概要等について」として、また同分科会合同部会および厚生労働省名により「水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項」が公表された。これを受けて、当日NHKニュース7での約2分30秒間にわたる報道を皮切りに、10日間にわたり36本のテレビ番組、また四大紙を中心とした新聞報道では22の記事が掲載された。これにより、対象となった魚介類の一部である高級魚「キンメダイ」の消費者の購買行動抑制と価格の下落が起き、風評被害が発生したと考えられた。そのため厚生労働省は注意事項についての正確な理解を目的として、6月13日「『水銀を含有する魚介類等の摂食に関する注意事項』について（Q&A）」を作成し、厚生労働省医薬局食品保健部基準課長名において公表し、母子保健関係部局、水産庁、各都道府県及び関係団体に対して送付した。追ってこのQ&Aが厚生労働省ホームページへ掲載された。しかし、13日以降も引き続きテレビ（11番組）および新聞（14記事）によって取り上げられ、新聞においては四ヶ月後の10月までこれに関する記事が見られた。（以下「キンメダイ事例」とする）

その後平成15年9月4日に食品安全委員会より「サウロパス・アンドロジナス（いわゆるアマメシバ）」に対する食品健康影響評価結果が厚生労働大臣宛て通知され、翌5日薬事・食品審議会より厚生労働大臣にアマメシバに対する販売禁止について答申がなされた。そして12日に食品衛生法に基づき官報に販売禁止に関する告示がなされ、その効力が発生した。同日都道府県知事、保

健所設置市長、特別区長宛てに、食品安全部長名による通達が行われた。同時に『『サウロパス・アンドロジナス（別名アマメシバ）を含む粉末剤、錠剤等の剤型の加工食品の販売禁止』のQ&A』が出された。そして厚生労働省医薬食品局基準審査課新開発食品保健対策室より販売禁止についての食品衛生法第29条の2の2に基づく意見募集がなされた。（以下「アマメシバ事例」とする）

この2事例の経験から、最初の情報発信側である厚生労働省（政府）にリスクコミュニケーションの第一ステップとして「正しく情報を伝える」重要性が認識された。

一方、厚生労働科学研究班においても、事例分析の必要性を認めたため、情報伝達のあり方についての検討を開始することとし、その場として「食とメディアの研究会」を設置した。

### 「食とメディアの研究会」概要

研究会の構成メンバーは、メディア関係者4名、研究者4名の8名である。メディア関係者は、これまで十年以上にわたるキャリアを持ち「キンメダイ事例」および「アマメシバ事例」において直接報道を担当した者ではない。研究者の背景では、社会学、栄養学、疫学、リスク学、環境工学、公衆衛生学などの造詣に深い者である。また、研究会運営期間中の食に関する情報を検討材料とするため、その情報の最初の発信源である厚生労働省からその担当者に出席してもらうこととした。

研究会の役割は、をテーマとして、生産・加工業者（作る）、消費者（食べる）、流通販売者（売）側に対するマスメディアのあり方について検討することであり、具体的には以下の4点である。

- ・研究会の設置中に起こる食に関する報道について、資料を収集する
- ・資料による現状把握を行い、問題点が見出された場合において指摘する
- ・報道のための「表現」について検討し、まとめる
- ・マスメディアの現状を分析し、改善のための提言をまとめる

### チェックリスト利用に関して

チェックリストは、大きくはその情報の1) 出し方と2) 内容の2領域があり、2) 内容については2) - 1 伝達順と2) - 2 文章表現に分類される。また、情報伝達の対象を、①通知を想定した「地方自治体向け」、②Q&Aを想定した「業者向け」、③会見などを想定した「国民・マスメディア向け」の3つに分類した。しかし、それぞれ3つの対象について具体的な媒体の議論は十分ではなかったため、今後の検討課題となる。また、使用の際には大項目である1) 2) 両方が、2) においては2) - 1, 2 両方をチェックしなければならない。しかし、1) および、2) - 1, 2 の下位項目については、事例を検討した結果、すべてがチェック対象項目となるわけではないと判断できた。利用に応じたチェック対象下位項目を明確にする必要があり、利用の分類、それに対応するチェック対象下位項目を今後検討しなければならない。

#### 1) 出し方

7項目からなっている。

（発表のタイミング）キンメダイ事例とアマメシバ事例を見ると、「通知」とその通知内容が詳細に理解できる媒体として位置づけられる「Q&A」が出されたタイミングが異なっている。「Q&A」はその名称からは、テーマについて実際の質問が収集されて作成されるものと考えられ、キンメダイ事例においては実際そうであった。しかし、牛せき柱事例については想定される質問をあらかじめ設定し作成していたため通知と同時に発表することができた。審議会の結果によっては「Q&A」は世に出ることがなかったが、リスク管理として、あらかじめ想定し体制を整え準備をすることに

よってタイミングを逃すことを避けられる。

(適切な発表者) それぞれの事例において通達を出した側の社会的地位が異なっている。キンメダイ事例では、厚生労働大臣のコメントの映像が多く見受けられ、その映像から重大性を過剰に認識した可能性も否定できない。そのため発表者に配慮する必要がある。

(情報の管理者) 問い合わせ先が記載されていない場合などに、記載されている(発信されている)内容について理解不十分によって生じると予測できる疑問や不安について対応不可能である場合に、パニックが引き起こされる可能性が生じる。そのため情報管理者を明言する必要がある。

(資料添付) 記載されている出典資料名などを別のサイトなどから検索していくには不便があり、また検索できない場合も予測できる。そのため、資料の添付が必要である。

(追加体制・作成および改訂日) 「Q&A」があらかじめ想定された質問によって構成された場合(牛せき柱事例)は、よりリニューアルの必要性が発生することが予測される。そのため情報の作成(改訂)された日の記載がされていなければならない。またリニューアル体制についてもあらかじめ明記されていると継続して情報を収集されやすいと予測できる。

(収集された情報) リスク情報は隠さず伝達されるのが前提である。そのため発信の直前に、これまで収集し得られている正しい確かな情報が内容のなかにすべて記載されているかチェックしなければならない。

## 2) - 1 内容: 伝達順

「伝達順」は、人が容易に情報を正しく認識し知識として身につけていくプロセスとして、必要項目8項目とその順番が見出された。それは、「導入」→「根拠」→「影響の及ぶ範囲(人)」→「原因物質」→「対象(物)」→「暴露状況」→「健康被害」→「アクション」である。8つの項目にはそれぞれ小項目がある。

(導入) キンメダイ事例ではその摂食に注意が必要とされたのは「妊娠中またはその可能性がある女性」であった。事例によっては対象が限定される場合があり、対処すべき人々が誰であるのかを明確にする必要がある。Q&Aは内容量が多く、すべて読破するにも負担感が否めない。そのため問題の全体像を短時間に把握できるようにするために、サマリーの記載が必要と考えた。

(根拠) キンメダイ事例は、通知発表直後にはデータが示されておらず、アクセスが困難状況であった。動物実験のデータであっても、データを示しその出典や説明をすることで信頼が得られると考えられる。

(影響の及ぶ範囲) キンメダイ事例など海外での状況報告があったにも関わらず曖昧な情報伝達であった。牛せき柱事例については海外の状況は報告されていた。日本語以外で情報収集をすることができる能力がある国民の割合も多くはないと想像でき、他国での状況をも報告する必要がある。また、牛せき柱事例では日本全国にその影響が及んでいたが、販売地域が限定されていたり、事例によっては影響が及ぶ範囲が限定される可能性がある。

(原因物質) キンメダイ事例においてはハザードとなるものは水銀であった。過去における水銀での健康被害では水俣病が思い出され、テレビ報道でも水俣病の映像が多く利用されていた。しかし、今回のキンメダイ事例での注意が必要とされる水銀量は水俣病の事例とは異なるものであった。そのため、同類の問題との比較が必要である。

(対象物) キンメダイ事例では対象物が魚類を特定して初めて報道された。牛せき柱事例では、それが使用されている食品の形態をすべて列挙することはその種類の多さから不可能であったが、特に人が不安を抱くと予測できた食品についてはQ&Aで対応していた。食品は医薬品と異なり、どこ

まで製品名を特定して発表できるかという課題をも含んでいる。

(暴露状況) キンメダイ事例では、注意すべき摂食量を報道していた。しかし、日本の現状としての地域においてどの程度の摂食者数や頻度がこれまでであったのかなどの情報がなく、混乱していた。牛せき柱事例においては、原材料として使用されているため、原材料別にその使用している企業数とその対応状況を示していた。

(健康被害) キンメダイ事例では、想定される健康被害は乳児を対象とし、具体的な表現がなかった。そのため情報を得た人がハザードである水銀から想定する健康被害は水俣病の症状となった。またそれを助長するものとしてテレビ映像があった。食品は摂食期間が長いものが多い。そのため現時点での発症と、将来における発症予測と両面を持つ。そのため事例によっては予測される発症までの期間を示し、重ねてその頻度を示す必要がある。牛せき柱事例では、BSEの発症頻度について牛からヒトへの感染ではなくマウスへの感染性を実験レベルにおいて数値で示していた。また最大の健康被害はリスクによる死亡であり、死亡事例がある場合には公表の必要がある。またWHOとFAOによる安全な食品の定義のなかで「安全な食品がリスクゼロであることは実現不可能である」とされている。また、リスクゼロを追求するための情報伝達（警告）ではないことから、リスクゼロはないことを記載する必要がある。

(アクション) これまでの順に情報を認識した上で、これまで行政がとった対応策を示した上で、更なる対処方法として、個別に示す。それは、個人および企業という立場からのものである。キンメダイ事例においては、個人レベルでの摂食（行動）についての対処方法が記載されていた。牛せき柱事例においては、と畜場での対処方法や企業での対処方法の現状を報告しており、あえて個人レベルでの対応の必要性がないことが読み進めていくなかで理解できた。

## 2) - 2 内容: 表現

表現については、わかりやすさと適切さの2つの側面から捉え、それぞれ5項目からなっている。

(わかりやすさ) 年齢層に関係なくできるだけ多くの消費者が理解できるよう、表現、用語の統一が必要である。また、情報（警告）発信が官庁であること、また内容が専門的である場合も多いため、法令用語および専門用語の使用には十分に配慮をする必要がある。より理解を深めるために図を積極的に利用し、数値で示すことも必要である。牛せき柱事例では部位などに関して図が多用されており、専門用語だけではわかり辛かったと思われる回答がわかりやすくなっていた。リスクコミュニケーションにおいて情報の送り手と受け手で表現の好みが異なり、受け手としては数量表現で伝え受けるのを好む傾向が報告されている。牛せき柱事例では、随所に数字によって回答が示されていた。

(適切さ) キンメダイ事例においてそのタイトルと内容との整合性が不明確であると考えられた。また魚種を特定した「初めて」の報道であった。「初めて」の問題に対するメディアの反応は敏感であることから、初めての場合には十分に配慮する必要がある。また数行にわたる文は読みづらく理解するのが難しいため文の長さ気をつける必要がある。副詞、形容詞の多用によりあいまい性が高まる。数値で示すことと関連しているが、あいまいな表現をできるだけ避けることが重要である。「等」もあいまい性を含んでおり、その使用方法に配慮しなければならない。牛せき柱事例での通知文タイトル「伝達性海綿状脳症に関する食品等の安全性確保について」に、「等」が使用されており、対象食品が不明確になるとの指摘があった。規制の場合に使用する「等」と、警告で使用する「等」ではその意味が異なり、警告で使用する場合は不信や曲解、誤解につながる可能性がある。

リスコミチェックリスト						
				地方自治体向け	業者向け	国民・マスメディア向け
情報の出し方			今回の発表のタイミングは適切か			
			発表者は適任であるか			
			情報の管理者がいるか(問合せ先の明記)			
			資料(審議会出典資料、議事録)が添付されているか			
			新しい情報の追加報告体制について書かれているか			
			作成および改訂日が記載されているか			
			収集された情報が出されているか			
情報の内容	伝達順	導入	誰に向けた情報かが記載されているか			
			発表のサマリーが記載されているか			
			今回の発表の目的が記載されているか			
			発表に至る経緯が記載されているか			
			審議会の議論の内容に関して記載されているか			
			規制の現状が記載されているか			
			現時点における緊急性の程度			
		根拠	データなどの出典が記載されているか			
		影響の及ぶ範囲(人)	WHOとFAOの見解について記載されているか			
			日本国内での警戒範囲はどこか(居住地域と対象)			
		原因物質	プライオリティの程度(同類の問題との比較)			
			ハザードとなるもの			
		対象(物)	対象食品の特定(輸入品を含む)ができるか			
			製品名を公表する必要があるか			
	暴露状況	リスクとなるものの摂取者数				
		リスクとなるものの摂取頻度				
		リスクとなるものの摂取されている分布(時間的・空間的・人口統計学的など)				
	健康被害	どのような健康被害が起こるのか				
		ハザードと健康被害の因果関係				
		過去の発症状況				
		死亡例があったか、否か				
		発症までの期間				
		今回予測される発症頻度(例:何人に1人か、など)				
	アクション	「リスクゼロはない」ことが記載されているか				
		具体的な対処方法-個人として何ができるか				
		具体的な対処方法-企業として何ができるか				
		これまで行政がとった対応策				
表現	わかりやすさ	わかりやすい表現で書かれているか				
		用語は統一されているか				
		法令用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか				
		専門用語は使わないで書かれているか、使用する場合は説明があるか				
		図表や数字で表現しているか				
	適切さ	タイトルは適切か				
		文の長さは適切か				
		「初めて」の使い方は適切か				
		「等」の使い方は適切か				
		あいまいな表現(副詞・形容詞の使用)になっていないか				